



スカパーJSAT

PSD-P-第06-001号

ライブコムサービス 契約約款

第14版
(平成18年4月)

スカパーJSAT株式会社

ライブコムサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 ライブコムサービスの内容	3
第4条 (専用契約の種別)	3
第5条 (専用契約の種類等)	3
第6条 (サービス提供区域)	3
第7条 (周波数共用)	3
第8条 (人工衛星)	3
第9条 (NOC)	3
第10条 (専用回線の一端)	3
第11条 (地球局設備等の据付け等)	3
第12条 (無線局の免許の申請等)	4
第13条 (無線従事者の選任)	4
第3章 専用契約の締結等	5
第1節 契約の単位等	5
第14条 (専用契約の単位)	5
第15条 (利用期間)	5
第2節 専用申込及び専用契約の締結	5
第16条 (専用申込の方法)	5
第17条 (利用開始日等)	5
第18条 (専用申込の承諾)	6
第3節 他人利用請求	6
第19条 (他人利用等)	6
第4節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求	6
第20条 (専用契約の種別の変更の請求の禁止)	6
第21条 (専用契約の種類等の変更の請求)	6
第22条 (利用開始日の変更の請求)	7
第23条 (専用回線の構成等に関する事項の変更の請求)	7
第24条 (変更の請求に対する承諾)	7
第5節 当社が行う専用契約の変更	7
第25条 (トランスポンダ障害等に伴う専用契約事項の変更)	7
第6節 地球局等の運用開始日	7
第26条 (地球局等の運用開始日)	7
第7節 専用契約の解除	8
第27条 (当社が行う専用契約の解除)	8
第28条 (専用契約者が行う専用契約の解除)	8
第4章 ライブコムサービスの提供の中止及び停止	10

	第29条 (ライブコムサービスの提供の中止)	10
	第30条 (ライブコムサービスの提供の停止)	10
第5章	他社回線との接続	11
	第31条 (他社回線接続の請求)	11
	第32条 (他社回線接続の請求の承諾等)	11
第6章	専用回線の利用の制限	12
	第33条 (専用回線の利用の制限)	12
第7章	料金等	13
第1節	料金	13
	第34条 (料金)	13
第2節	料金等の支払義務	13
	第35条 (ライブコム専用料の支払義務)	13
	第36条 (SAO解除料等の支払義務)	13
	第37条 (SAO登録手数料の支払義務)	13
	第38条 (SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の支払義務)	13
	第39条 (SAOサービス契約者設備変更手数料の支払義務)	14
	第40条 (無線局免許取扱手数料の支払義務)	14
	第41条 (支払いを要しない料金)	14
第3節	料金の計算	14
	第42条 (料金の計算方法等)	14
第4節	割増金及び延滞利息	14
	第43条 (割増金)	14
	第44条 (延滞利息)	15
第5節	違約金	15
	第45条 (違約金)	15
第8章	保守	16
	第46条 (地球局の検査及び地球局設備等の点検)	16
	第47条 (専用契約者の維持責任)	16
	第48条 (専用契約者の切分責任)	16
	第49条 (専用回線の修理又は復旧の順位)	16
第9章	損害賠償	18
	第50条 (責任の制限)	18
	第51条 (免責)	18
第10章	その他の提供条件	19
	第52条 (通信の秘密保護)	19
	第53条 (地球局設備等の据付けに関する申請等)	19
	第54条 (電波干渉に要する工事等)	19
	第55条 (地球局設備等の保管及び運用等)	19
	第56条 (技術資料の閲覧)	19
	第57条 (法令に規定する事項)	20
	第58条 (その他の提供条件)	20



第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このライブコムサービス契約約款(ライブコムサービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及びライブコムサービス料金表(以下「料金表」といいます。)を定め、これによりライブコムサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星(他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
4 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたライブコムサービスの提供に係る電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
5 ライブコムサービス	契約の申込み等により指定された区間において、トランスポンダの電波中継及びネットワークオペレーションセンターの監視、制御、信号の多重並びに中継等により、符号又は音声の伝送を行う電気通信サービス。
6 衛星通信専用サービス	当社が衛星通信専用サービス契約約款に基づいて人工衛星を使用して他に提供している電気通信サービス
7 専用申込	専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約	SAO専用契約及びSAOコミット専用契約
10 専用契約者	当社と専用契約を締結している者
11 SAOサービス	デジタル信号によるライブコムサービスで一の電気通信回線を複数の専用契約者で共用するもの
12 SAO専用契約	SAOサービスを当社の指定する機器を用い、終日利用するための契約
13 SAO専用契約者	当社とSAO専用契約を締結している者
14 SAOコミットサービス	デジタル信号によるライブコムサービスで、一の電気通信回線を1人の専用契約者で占有するもの
15 SAOコミット専用契約	SAOコミットサービスを当社の指定する機器を用い、終日利用するための契約
16 SAOコミット専用契約者	SAOコミット専用契約を締結している者
17 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線
18 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 端末設備等	専用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備

22 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年総務省令第31号)及び専用回線端末等の接続の技術的条件
23 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
24 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
25 人工衛星局	ライブコムサービスの提供に係る電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
26 地球局	ライブコムサービスの提供に係る電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
27 地球局設備	ライブコムサービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調器又は復調器(他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備。
28 受信専用設備	ライブコムサービスの提供に係る受信のみを目的とする無線設備で、次のいずれか。 (1) (2)以外の場合 アンテナからベースバンド信号の復調器(他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備 (2) 中間周波数により有線テレビジョン放送施設へ信号を伝送する場合 アンテナから最初の周波数変換器(他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
29 地球局設備等	地球局設備及び受信専用設備
30 ネットワークオペレーションセンター(NOC)	ライブコムサービスの提供に係る地球局設備の監視及び制御を行い、ライブコムサービスのデジタル信号を多重し中継するために、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける地球局設備(以下「NOC」といいます。)
31 契約者設備	NOC以外の地球局設備等
32 未利用トランスポンダ	衛星通信専用サービスの提供に係る未利用のトランスポンダ
33 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則13(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
34 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
35 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
36 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
37 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
38 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(当社が別に定める基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
39 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
40 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

第2章 ライブコムサービスの内容

(専用契約の種別)

第4条 専用契約には、次の種別があります。

- (1) SAO専用契約
- (2) SAOコミット専用契約

(専用契約の種類等)

第5条 ライブコム専用契約に係る次の項目は料金表に規定するとおりとします。

- (1) 種類 (SAO専用契約に限ります。)
- (2) 品目
- (3) 品名

(サービス提供区域)

第6条 ライブコムサービスのサービス提供区域は、日本全国とします。

(周波数共用)

第7条 SAOサービス及びSAOコミットサービスの提供に係る周波数は、地球局から人工衛星局への無線伝送、人工衛星から地球局への無線伝送ともに固定局と共用とされない周波数とします。

(人工衛星)

第8条 当社は、ライブコムサービスを当社が契約時に指定した人工衛星により提供します。

2 当社は前項で指定した人工衛星を変更する場合は、あらかじめ専用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(NOC)

第9条 当社は、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、日本国内に据え付けたNOCを使用してライブコムサービスを提供します。

2 当社は、NOCの仕様、据付け場所を変更することがあります。

(専用回線の一端)

第10条 当社は、専用契約者が指定した地点等に契約者設備を設置し、これを専用回線の一端とします。

2 当社は、前項の地点等を定めるときは専用契約者と協議します。

(地球局設備等の据付け等)

第11条 専用契約者は、前条(専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置する契約者設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則及び当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。

2 前項の規定に基づき据え付けられた契約者設備については、その基礎工事部分を含め専用契約者又は専用契約者の指定するもの(当社を除きます。)の所有としていただきます。

- 3 専用契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、第1項の契約者設備について専用契約者の責任と負担において仕様を変更していただきます。
- 4 契約者設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係る設備についても前3項及び第6項を適用します。
- 5 専用契約者は、仕様の変更を伴わない契約者設備の設定上の変更、調整その他の作業(前項の規定に基づく受信周波数の変更又はライブコムサービスに係る契約者設備の正常な動作の維持に伴うものを含みます。)について、専用契約者の責任と負担において行っていただきます。
- 6 専用契約者は、契約者設備については、別に定める事項を条件とする設備契約を、当社と締結していただきます。

(無線局の免許の申請等)

第12条 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。また、当社が必要と認めた場合、受信専用設備についても電波法上の手続きを行います。

(無線従事者の選任)

第13条 地球局(NOCを除きます。)の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年総務省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 当社は前項の無線従事者を選任又は解任致します。

第3章 専用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(専用契約の単位)

第14条 当社は、SAOサービスについては、一の専用契約ごとに2以上の契約者設備を設置しSAOサービスを提供します。

2 当社は、SAOサービスについては、一の専用契約ごとに2以上の契約者設備を設置しSAOサービスを提供します。

3 当社は、SAOコミットサービスについては、一の専用契約ごとに一の専用回線を設置しSAOコミットサービスを提供します。

4 一の専用契約について専用契約者は1人とします。

(利用期間)

第15条 ライブコムサービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、ライブコムサービスを利用することができる期間で、利用期間の起算日は、第17条(利用開始日等)に規定するライブコムサービスの利用開始日を起算日とし、最初に到来する3月31日を利用期間の終了日(以下「利用期間終了日」といいます。)とします。

2 前項の規定に拘わらず、利用開始日が1月1日から3月31日までの間であるときの利用期間終了日は、翌年の3月31日とします。

3 利用期間終了日の3か月前までに専用契約者から専用契約を終了する旨の書面による通知が当社に提出されない場合、ライブコムサービスの利用期間は利用期間終了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とします。

第2節 専用申込及び専用契約の締結

(専用申込の方法)

第16条 専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のライブコムサービス申込書を当社に提出していただきます。

(1) 専用契約の種別

(2) 専用契約の種類等(SAOサービスに限ります。)

(3) 利用開始希望日

(4) 専用回線の構成等に関する事項(2以上の契約者設備の数及び各契約者設備の設置予定場所及び据付け完了予定日等とします。以下同じとします。)

(5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(利用開始日等)

第17条 当社は、前条(専用申込の方法)第(3)号の利用開始希望日を基準に、ライブコムサービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局の免許の取得の見込み等を考慮し、当社は専用申込者と協議の上、ライブコムサービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

2 利用開始日は、専用申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日としていただきます。

(専用申込の承諾)

第18条 当社は、専用申込に対して、専用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の専用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。

ただし、第33条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第49条(専用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 専用契約の種別
- (2) 専用契約の種類等(SAOサービスに限ります。)
- (3) 利用開始日
- (4) 専用回線の構成等に関する事項
- (5) その他専用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったライブコムサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあった専用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みのあった利用開始希望日にライブコムサービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 専用申込者がライブコムサービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要するライブコムサービスの料金に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 申込みのあったライブコムサービスを提供することによって、当社が電波法、放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)及び電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号。以下「電気通信役務利用放送法」といいます。)に規定する放送を行うこととなるとき。
- (6) その他ライブコムサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

第19条 専用契約者は、ライブコムサービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

2 専用契約者は、ライブコムサービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく専用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、また、その利用者がライブコムサービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求

(専用契約の種別の変更の請求の禁止)

第20条 専用契約者は、専用契約の種別の変更の請求はできません。

(専用契約の種類等の変更の請求)

第21条 専用契約者は、SAOサービスの種類の変更の請求ができます。

(利用開始日の変更の請求)

第22条 専用契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、利用開始日の延期については、変更後の利用開始日を専用契約に定めた当初の利用開始日から60日を越えない日としていただきます。

- 2 前項の規定に拘らず、専用契約者は、専用契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れにより利用開始日にライブコムサービスの利用を開始できない場合は、専用契約に定めた当初の利用開始日から60日を越えて利用開始日を延期することができます。

(専用回線の構成等に関する事項の変更の請求)

第23条 専用契約者は、専用回線の構成等に関する事項の変更の請求ができます。

(変更の請求に対する承諾)

第24条 当社は、第21条(専用契約の種類等の変更の請求)、第22条(利用開始日の変更の請求)及び第23条(専用回線の構成等に関する事項の変更の請求)の規定に基づいて専用契約事項の変更の請求があったときは、第18条(専用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 当社が行う専用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う専用契約事項の変更)

第25条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したためライブコムサービスを提供できない場合で、専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によってライブコムサービスを提供できるときは、専用契約者にその旨書面で通知します。専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその専用契約の専用契約事項の変更の請求をしていただきます。

- 2 NOCに障害が発生したためライブコムサービスを提供できない場合で、専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によってライブコムサービスを提供できるときは、専用契約者にその旨書面で通知します。専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後速やかにその専用契約の専用契約事項の変更の請求をしていただきます。

第6節 地球局等の運用開始日

(地球局等の運用開始日)

第26条 当社は、地球局について、電波法の規定に基づく検査を受けます。

- 2 当社は、電波法の規定に基づく前項の検査を受けた後、地球局の無線局免許が得られたときは、すみやかに書面により専用契約者にその地球局の運用開始日を通知します。
- 3 受信専用設備については、通信の相手方である地球局が運用可能であり、受信専用設備も受信可能となった日を運用開始日とします。
- 4 専用契約者は、前2項の運用開始日以降でなければ、その地球局設備等を使用することはできません。
- 5 地球局設備等を追加、変更、取り換え又は移転したときは、前4項を準用します。

第7節 専用契約の解除

(当社が行う専用契約の解除)

第27条 当社は、次のいずれかの場合には、専用契約を解除することがあります。

- (1) 専用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金の全額またはその他の債務等の全額のいずれかについて、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該債務等を支払わなかったとき。
 - (2) 第30条(ライブコムサービスの提供の停止)の規定に基づくライブコムサービスの提供を停止した場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (3) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、専用契約者が第25条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約事項の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に専用契約の変更を行わなかったとき。
 - (4) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによってもライブコムサービスの提供ができず、かつ専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によるライブコムサービスの提供もできないとき。
 - (5) NOCまたは当社の電気通信設備に障害が発生し、そのNOCまたは電気通信設備以外のNOCまたは電気通信設備によってもライブコムサービスの提供ができず、かつ専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によるライブコムサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、又は第(3)号の規定により専用契約を解除するときは、あらかじめ、専用契約者に通知しますが、前項第(4)号又は第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、専用契約者がライブコムサービスの料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したとき、又は第30条(ライブコムサービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(9)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、ライブコムサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに専用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定に基づき専用契約を解除しようとするライブコムサービスが、第33条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、専用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したときは、この限りではありません。
- 5 当社は、第30条(ライブコムサービスの提供の停止)第2項の規定に該当した場合において、同条同項に基づくライブコムサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに専用契約を解除することがあります。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第28条 専用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。

- (1) 専用契約において、専用契約者の責に帰しえない事由に基づきライブコムサービス提供開始が専用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
- (2) 第25条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約事項の変更)第1項の規定に基づく専用契約の変更の通知。ただし、当該変更により専用契約者の利用形態に影響を及ぼさない場合を除きます。
- (3) 第4章第29条(ライブコムサービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づきライブコムサービスの提供を中止する旨の通知。

- 2 専用契約者は、専用契約に基づくライブコムサービスの料金の額が約款の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款の実施期日又はその実施期日以降の日を専用契約の解除の日（以下「契約解除日」といいます。）として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 3 専用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 4 当社は、専用契約者の責に帰し得ない事由に基づく地球局設備等の滅失又は毀損によって、ライブコムサービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めたときは、専用契約者にその旨書面で通知します。専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 5 専用契約者は、前4項による事由以外の事由によっても専用契約を解除することができます。この場合、専用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 ライブコムサービスの提供の中止及び停止

(ライブコムサービスの提供の中止)

第29条 当社は、次のいずれかの場合には、ライブコムサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第33条(専用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。

2 当社は、前項の規定によりライブコムサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ライブコムサービスの提供の停止)

第30条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、ライブコムサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第52条(通信の秘密保護)の規定に違反したとき。
- (2) 第54条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
- (3) 第55条(地球局設備等の保管及び運用等)の規定に違反したとき。
- (4) 第46条(地球局の検査及び地球局設備等の点検)の規定に違反して、当社の検査又は点検を拒んだとき。
- (5) ライブコムサービスの提供に係る地球局設備等に関し、技術条件等及び当社が指定した周波数を遵守しないとき。
- (6) 当社の承諾を得ずに、専用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (7) 地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他ライブコムサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を地球局設備等から取りはずさなかったとき。
- (8) 前7号のほか、ライブコムサービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (9) 第19条(他人利用等)第2項の規定に違反した場合で、専用契約者以外の者のなす行為が前8号のいずれかに該当したとき。

2 当社は、専用契約者のライブコムサービスの利用によって、当社が電波法、放送法及び電気通信役務利用放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、ライブコムサービスの提供を停止します。

3 当社は、ライブコムサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 当社は、提供を停止するライブコムサービスが第33条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定にかかわらず、そのライブコムサービスの提供の停止について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第31条 専用契約者は、専用回線の一端において、又は専用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第32条 当社は、前条(他社回線接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第33条 当社は、ライブコムサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金

(料金)

第34条 当社が提供するライブコムサービスの料金は、料金表第1表(ライブコム専用料)に規定するライブコム専用料から料金表第6表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料までを合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(ライブコム専用料の支払義務)

第35条 SAO専用契約者は、利用開始日から利用終了日または契約解除日までの期間(以下「利用期間」といいます。)について、料金表第1表第1(SAO専用料)に規定するSAO専用料を支払っていただきます。ただし、利用期間が1カ月に満たないときで、第27条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号及び(2)号、第3項、第5項もしくは第28条(専用契約者が行う専用契約の解除)第5項に基づきSAO専用契約が解除された場合は、1カ月分のSAO専用料を全額支払っていただきます。

2 SAOコミット専用契約者は、利用期間について、料金表第1表第2(SAOコミット専用料)に規定するSAOコミット専用料を支払っていただきます。ただし、利用期間が1カ月に満たないときで、第27条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号及び(2)号、第3項、第5項もしくは第28条(専用契約者が行う専用契約の解除)第5項に基づきSAOコミット専用契約が解除された場合は、1カ月分のSAOコミット専用料を全額支払っていただきます。

3 専用契約者は、第30条(ライブコムサービスの提供の停止)の規定に基づくライブコムサービスの提供の停止の期間についても、ライブコム専用料を支払っていただきます。

(SAO解除料等の支払義務)

第36条 SAO専用契約者及びSAOコミット専用契約者は、利用開始日から6ヶ月となる日が経過するまでの期間に第28条(専用契約者が行う専用契約の解除)第5項の規定に基づき専用契約を解除したときは、料金表第2表(SAO解除料)に規定するSAO解除料を支払っていただきます。

2 前項のSAO解除料の算定の基準となるライブコム専用料は消費税相当額を加算しない額とします。

3 第3章第7節第27条(当社が行う専用契約の解除)又は第3章第7節第28条(専用契約者が行う専用契約の解除)の規定に基づき専用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を専用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

(SAO登録手数料の支払義務)

第37条 SAO専用契約者及びSAOコミット専用契約者は、専用契約を締結したときは、料金表第3表(SAO登録手数料)に規定するSAO登録手数料を支払っていただきます。

(SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の支払義務)

第38条 SAOコミット専用契約者は、利用期間について、料金表第4表(SAOコミットサービス契約者設備管理手数料)に規定するSAOコミットサービス契約者設備管理手数料を支払っていただきます。

(SAOサービス契約者設備変更手数料の支払義務)

第39条 SAO専用契約者は、第23条(専用回線の構成等に関する事項の変更の請求)の規定に基づき契約者設備の数の減少を請求した場合で当社が第24条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第5表(SAOサービス契約者設備変更手数料)に規定するSAOサービス契約者設備変更手数料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料の支払義務)

第40条 専用契約者は、当社が契約者設備に関し、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第6表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。但しSAOサービス及びSAOコミットサービスについてはこの限りではありません。

(支払いを要しない料金)

第41条 専用契約者は、当社が第29条(ライブコムサービスの提供の中止)の規定に基づきライブコムサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応するライブコム専用料(そのライブコムサービスの一部を利用できない場合は、その部分に係るライブコム専用料)の支払いは要しません。

2 前項の規定によるほか、専用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は専用契約者の責に帰し得ない事由によるNOCの使用不能(太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)によりライブコムサービスの全部又は一部に係る専用回線(当社が設置したものに限り、以下この条において同じとします。)を全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応するライブコム専用料(そのライブコムサービスの一部を利用できない場合は、その部分に係るライブコム専用料)の支払いは要しません。

3 専用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされたライブコム専用料が既に支払われているときは、そのライブコム専用料を返還します。ただし、返還されるライブコム専用料に対しては利息を付しません。

第3節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第42条 料金の計算方法等は料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第43条 専用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第44条 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第5節 違約金

(違約金)

第45条 専用契約者は、当社が第30条(ライブコムサービスの提供の停止)の規定に基づき専用契約者にライブコムサービスの提供の停止を通知したにもかかわらず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間(1分の倍数である部分に限ります。)に対応するライブコム専用料の10倍に相当する額を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位及び第4順位に該当しないもの
4	第1順位及び第2順位に該当しないライブコムサービス

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第50条 当社は、ライブコムサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、そのライブコムサービスの全部又は一部に係る専用回線が全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、当該専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限り、)に対応するライブコム専用料(そのライブコムサービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係るライブコム専用料)を専用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前2項の場合において、専用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応するライブコム専用料の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)第2号及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
- 4 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりライブコムサービスを提供しなかったときは、第2項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

第51条 当社は、ライブコムサービスの提供の開始が専用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、また専用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償請求を負いません。

- 2 当社は、当社が行う地球局設備の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあって、専用契約者(第19条(他人利用等)の規定に基づきライブコムサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造費」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により、現に地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第52条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、専用契約者に、ライブコムサービスを利用して伝送する符号、音声を専用契約者(第19条(他人利用等)の規定に基づきライブコムサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(地球局設備等の据付けに関する申請等)

第53条 専用契約者は、契約者設備の据付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、専用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第54条 専用契約者は、契約者設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 専用契約者は、契約者設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(地球局設備等の保管及び運用等)

第55条 専用契約者は、契約者設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、地球局設備等の追加、変更、取り換え、移転又は撤去を行わないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して地球局設備等を保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、契約者設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 契約者設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (4) 当社が別に定める契約者設備に関する運用規則を遵守すること。
 - (5) 第11条(地球局設備等の据付け等)第6項の規定により当社と締結するライブコム設備契約に基づき契約者設備の保守を実施すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反して地球局設備等を滅失し又は毀損等したときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担においてその補充、修繕その他の工事を行っていただきます。
- 3 地球局設備等が電波干渉によりその仕様を満たすことができなくなったときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担において仕様に合致することができるよう地球局設備等の追加、変更又は取り換えを行っていただきます。
- 4 専用契約者は、第46条(地球局の検査及び地球局設備等の点検)の規定に基づく検査及び点検に必要な協力をしていただきます。

(技術資料の閲覧)

第56条 当社は、ライブコムサービスを利用するうえで参考となる細則14(ライブコムサービスに係る技術資料の項目)の事項を記載した技術資料を、当社の指定する場所において閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第57条 ライブコムサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(その他の提供条件)

第58条 ライブコムサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成元年4月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成2年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成3年9月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際に、旧約款の規定により締結されているライブコムサービスの専用契約は、この約款実施の日より、この約款の規定により締結されたライブコムサービスの随時専用契約と見なします。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成4年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成6年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、郵政大臣の認可を受けた後、速やかに実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成7年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、郵政大臣の認可を受けた後、速やかに実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、郵政大臣の認可を受けた後、速やかに実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年8月20日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改定規定実施の際に、従前の規定により締結されているライブコムサービスの随時専用契約は、前条(実施期日)の実施の日より、この約款の規定により締結されたアナログライブコムサービスの専用契約と見なします。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成15年2月26日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成17年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成18年4月1日から実施します。

資料名 ライブコムサービス契約約款

資料番号 PSD-P-第06-001号

平成 元年 4月 26日 第 1版
平成 2年 7月 1日 第 2版
平成 3年 9月 1日 第 3版
平成 4年 5月 1日 第 4版
平成 5年 4月 1日 第 5版
平成 6年 4月 1日 第 6版
平成 7年 1月 20日 第 7版
平成 7年 4月 1日 第 8版
平成 8年 8月 1日 第 9版
平成 9年 4月 1日 第10版
平成 14年 8月 20日 第11版
平成 15年 2月 26日 第12版
平成 17年 10月 1日 第13版
平成 18年 4月 1日 第14版

スカパ - J S A T 株 式 会 社
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0

(不許複製、禁転載)